



2024年4月30日

各位

会社名 北陸電力株式会社  
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 松田 光司  
(コード番号 9505 東証プライム市場)  
問合せ先 理事 人事労務部 秘書部長 塚田 修司  
(TEL. 076-441-2511)

## 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年4月30日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2024年6月26日開催の第100回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

### 1. 本制度の導入の目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に、報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を一層高めることを目的として導入いたします。

### 2. 本制度の概要

本制度による譲渡制限付株式の付与は、対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分する方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年間80,000株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額5,000万円（月額換算416万円）以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、上記の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

本制度の導入目的を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、当社取締役会において決定いたします。

なお、本制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること

(ご参考)

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の常務執行役員・執行役員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定です。

以上